



聖 総 第 184 号
令和 3 年 6 月 22 日

聖籠町職員の失職特例検討委員会
委員長 様

聖籠町長 西 脇 道 夫



聖籠町職員の失職特例の必要性について（諮問）

聖籠町職員の失職特例検討委員会条例第2条の規定により、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

- ・ 聖籠町職員の失職特例の必要性
- ・ 必要とした場合においては、特例の適用範囲

2 諮問理由

町職員は、地方公務員法の規定により、禁固以上の刑に処せられた場合、その職を失うこととなります。一方で、同法では、失職事由に該当する場合であっても、条例で失職の特例を定めることができると規定しています。

本町においては、通勤の手段としてほぼ全ての職員が車を使用しているほか、業務のため公有車等を運転する機会も多く、職員の誰もが通勤途上及び職務遂行中に交通事故の当事者となるおそれがあります。

また、施設管理やイベント運営などの過程における人的過誤が、予期せぬ重大事故に発展した報道事例も見受けられ、本町の業務においても発生しております。

このような状況の中、本町職員が失職した場合、知識や経験を持った職員を失うことは、町や町民にとっても損失となる側面も併せ持つこととなります。

一方で、地方公務員法に規定する失職の事由は、職員の資格としては重大なものであり、また、その例外規定は身分取扱上極めて重要な問題であります。

このようなことから、貴委員会の意見を求めたく諮問します。

3 答申希望時期

令和 3 年 10 月